

# 横浜市記者発表資料

令和7年5月27日  
健康福祉局高齢施設課

## 介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定の一部の効力の停止処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、居宅サービスに関する著しく不当な行為が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定の一部の効力を停止することを決定しました。

### 1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 ニューバード獅子ケ谷  
(2) 事業所の所在地 横浜市鶴見区獅子ケ谷三丁目 10-8  
(3) サービスの種類 短期入所生活介護  
(4) 指定年月日 平成28年11月1日  
(5) 開設者 社会福祉法人 近代老人福祉協会 理事長 清水 唯雄

### 2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止1か月間）  
(2) 処分年月日 令和7年5月27日  
(3) 処分期間 令和7年6月1日から令和7年6月30日まで

### 3 処分の理由

人格尊重義務違反（法第77条第1項第5号）

職員が利用者へ高温の味噌汁を吸い飲みで飲ませ、唇、口腔内及び食道等に大火傷を負わせました。その後、当該職員は当該利用者の異変に気付いているにもかかわらず、然るべき処置を行わず一定時間放置し、誤嚥であるとの虚偽の報告を行いました。

### 4 利用者について

本処分により、事業所を現に利用している方※への影響は生じません。

※令和7年5月中旬から処分期間にかけて連続して利用している方

#### 【参考】「介護保険法」（平成9年法律第123号）（抜粋）

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第4号 （略）

五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第6号～第13号 （略）

第2項 （略）

（指定居宅サービスの事業の基準）

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

第1項～第5項 （略）

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### お問合せ先

健康福祉局高齢施設課長 北條 雅之 Tel 045-671-3641